## 総務文教消防委員会会議録(令和3年9月13日)

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委 員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 菅沼会計管理者 上田教育委員会事務局長 川岸消防 署長 川岸営繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事 務局長 椎名学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ど も課長 相沢企画政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村 財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 香川係長

午前10時00分開会

青山委員長 ただいまから、令和3年9月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

竹原正人委員、原明委員にお願いいたします。

日程第2、付託案件の審査に入ります。

議案第42号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の4議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会 のみですることとなっております。

よって、議案第42号 令和3年度滑川市一般会計補正予算(第3号)につきましては、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

(特になし)

青山委員長 ないようでしたら、これより議案第42号について質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。 竹原委員 お願いします。消防費のほうを少し聞かせてください。

今回225万円の予算計上がされていて、全体委員会の説明では、雨具に104万、帽子に121万という説明をお聞きいたしました。この雨具、帽子については、分団員全ての方々に支給をするのか、あるいは各分団、数を絞って配布されるのかということを一つと、あと雨具、帽子について、何か仕様的なものがあれば、仕様、例えば反射材がいっぱい貼ってあるだとか、帽子のところはこんなんだよという、もし詳しい説明ができたら、ひとつ。

それから、前回6月でも分団員のゴーグルを買われたと思いますが、ゴーグルを 買われて、今回、雨具と帽子。じゃ、次の12月は、またプラス何かしらの備品を購入 する予定があるのかないのか。あるいは、今後、備品として購入したい物は想定し ているのかということを聞きたいと思います。

## 川岸消防署長 それでは、お答えします。

災害用雨具、これはレインコートです。レインコートに関しては200着を今回購入 する予定でございます。

それで、平成31年に県水防訓練の参加に備えて40着を購入しております。平成31年と今回購入する分とを合わせて240着となりまして、現在実員が295人なんですけども、大体8割程度を充足するという算段で購入するものでございます。

なお、安全確保のための安全帽、これはヘルメットでございます。ヘルメットに関しては、これも平成31年に、その水防訓練に備えて40個を購入しておりまして、今回買うのを合わせて240個となり、実員の約8割程度を充足する予定となっております。

なお、仕様に関して、まずレインコートなんですけれども、これはオレンジ色で 上衣はフードつきの半コート、下は長ズボン型で、背中に「滑川市消防団」のプリン ト仕様です。それで、安全帽のほうは白ヘルですね、白のヘルメット。「滑川市消防 団」と横にプリントする予定でございます。

あと、せんだってゴーグルを補正予算計上しまして、今、検収検査が終わったところでございます。それをこれから配ることになっておりますけれども、これで一応今年はゴーグル、レインコート、ヘルメット、それのみの購入の予定でございます。

以上でございます。

- 竹原委員 今ほどレインコート、ヘルメットのお話を聞かせていただきましたけども、 8割程度の充足率ということなんですけど、それぞれ個人の使用になると思うんで すけど、自分の名前を入れるだとか、例えば建設関係であれば、ヘルメットには血 液型を入れるだとか、そういったことまではしないということですか。
- 川岸消防署長 そのとおりでございます。これは個人貸与するものではないです。それで、共用するというような形で使用したいと思います。
- 竹原委員 いや、共有するがであれば、ヘルメットは内側に何か保護ネットみたいな物を使うとか、やっぱり誰が使ったか分からない物を急に使えと言われたら、今どきの若い子たちは嫌がるのではないかなというふうな懸念もあるんですけど、現場はいかがですか。
- 川岸消防署長 今の質問に関しては、今度署に持ち帰って検討したいと思います。
- 古沢委員 関連してなんですけども、この消防費のところで、121万は多分安全帽だろうと思うんですが、財源内訳のところに、諸収入で同額の121万円があるんですね。これはどこから入るお金なんでしょうか。
- 川岸消防署長 これは計画に……。詳しく言いましょう。

消防団員等公務災害補償等共済基金というところからでございます。私らは消防 基金とよく言っているんですけども、公務災害とか退職報償金とかを支出している、 そういった協会でございます。

- **古沢委員** そしたら、安全帽については、全額その協会から入るという考えでよろしいんですね。
- 川岸消防署長 そのとおりです。これは10分の10の補助率でございます。
- 大浦副委員長 先ほど、同じところなんですけど、8割というふうに言われたんですけど、消防庁のほうから、東日本大震災の後に、この消防団の装備機器の充実というので法改正されて、なるべく100%、団員の数に沿った備品を充実させなさいよというようになっているんですけど、それでも、今こういった備品に関しては8割なんですけど、それに対しては、雨具とヘルメットに関しては、そういった100%じゃなくて、8割でも大丈夫なんですか。
- 川岸消防署長 今までの流れから言いますと、個人貸与は特にしていないです。活動 服は、確かに個人貸与はしていますけれども、安全装備品、防火衣もそうです、靴、

防火帽も共用というような形にしているんですけれども、これに関しては、個人貸 与にするかどうかはちょっと検討してみたいと思います。

**大浦副委員長** 自分も消防団に入っているんですけど、どれが個人的な支給を受けている物で、どれが貸与になっているか、分からないんです。

それで、以前、大震災以降の備品の充実を図るために、各分団員にライフジャケットを多分全員に配られていると思うんですけど、ああいった物って、支給なのか貸与なのか分からないんですけども、じゃ、今ライフジャケットに関しては、各団員に支給されている物なんですか、貸与されている物なんですか。

- **川岸消防署長** ライフジャケットに関しては、確かに定数分購入しております。それで、各定員分を各分団詰所に配備しているわけで、それは個人で使うものとするか、 決めないでいくかは、分団にお任せしておるような感じです。
- 大浦副委員長 国がそうやって備品の充実を図っているということであれば、ヘルメットに関しては、もともと各分団に備え付けられている物もあって、緊急を要するときには、例えばヘルメットって持っていないんですよね。 詰所に行かないとないわけで。

だとすれば、多分国の言っていることって、常に持ちなさい。出動がかかったときは、自宅からそのまま行く場合に、ヘルメットを持っていた方が、すぐにできると思うんですけども。レインコートにしたって、そのまま個人では持っていなくて詰所かポンプ車に装備されている物なんですけども、そしたら、本当に、先ほどから、訓練があるからこういった物を幾つか購入して、それに補充をかけると言われるんですけど、あくまでも訓練じゃなくて、災害等が起こったときにどうやって動くかということのほうを説明してほしかったんですけども。

だとすれば、8割じゃなくて、100%、貸与か支給か分かりませんけども、各分団 員に備品として持たせるということが普通じゃないかなと思うんですけど、いかが ですか。

川岸消防署長 おっしゃることは分かります。しかし、現在の団員の出動の仕方といいますと、自宅から災害現場というのは、あまり想定はしていません。一回詰所へ集合してからポンプ自動車に乗っていくなりして出動するようにということにしております。

大浦副委員長 分かりました。

これはちょっと先ほどの竹原委員の最後の質問ですけど、ゴーグルを買って、この後買う予定はないかという質問があったんですけども、その備品、消防庁の出した法改正で、長靴なんかも、結局、くぎが何か刺さらないような安全靴に今後替えていきなさいよとか、いろいろ備品関係、まだまだいっぱい出ているんですね。

ゴーグルも多分その充実させる中に入っていたんですね。マスクなんかも入っているんですけど。それを見ていると、まず何か今後備品関係でそろえないといけない物がいっぱいあるんだなって自分は思ったんですけど、どうですか。

川岸消防署長 備品関係で、確かにそろえるべき物はたくさんあります。今おっしゃったような、現在使っている長靴なんですけれども、あれは災害現場用の、中に鉄板が入っていて、くぎを踏んでも破れないような形にはなっております。

大浦副委員長 分かりました。

調べてもらえばいいんですけど、先ほどの古沢委員のこの諸収入の消防基金ですか。この基金を取り崩すのは、誰が決められるんですかね。

川岸消防署長 すみません。そこまで、私、ちょっと分かりません。

これ、上限があって、それで申請をする。これは、国の基金です。一応申請して、 内定、そして決定通知というような段取りになっております。

青山委員長 上田市長。

**上田市長** 団員の安全は常に優先します。今の話を私は初めて聞いたわけですが、安全を期すように再検討させます。

青山委員長 大浦副委員長、大丈夫ですか。

大浦副委員長 はい、大丈夫です。

青山委員長 ちょっと関連して、それじゃ、私から。

今お話を聞いていましたら、実態を分かった人間の一人としてちょっと話をさせていただくと、出動のときになると、やっぱり共用のというか、共有の物で皆さん着ていくということで。ただ、しながら、正直、今コロナ対策というところで言うと、しっかりできていなくて着ていっているような状態です。いわゆる共用の物をみんな着ているわけですから、感染リスクは高いと思うんですね。その辺に関して、どういうふうに思われているかというのをちょっとお聞かせ願いたいです。

川岸消防署長 感染防止の面から言えば、確かに当てはまらないとは思います。それ と、各分団の運用の仕方もちょっとありますので、これは消防団の幹部ともちょっ と協議して決めたいと思います。

青山委員長 そうしましたら、分団長会議でそういった意見も出ていて、今後コロナ に対する、今共用で使っている備品に関しても、何かしら安全対策をしながら団員 の方に使っていただきたいというような話合いをちょっと持ってもらえることはで きますか。

**川岸消防署長** 分かりました。今週の土曜日に分団長会議がありますので、そこで発言したいと思います。

青山委員長 ほかに予算関係。

**上田市長** 川岸君、分団長に聞くまでもないがで、団員の安全は図るように万全を期せ。

川岸消防署長 分かりました。

上田市長 よろしくお願い。あまり長いこと、言いません。

川岸消防署長 はい。

**青山委員長** じゃ、しっかり対策をお願いしたいというふうにお願いします。 ほか、予算関係ございますか。

上田市長 団員が先。

大浦副委員長 児童福祉総務費のほうで、やなぎはら保育園の厨房改修工事があるんですけども、議場の説明の中で、交渉、条件に達しなかったということと、あと、当初予算は150万円だった。だけど、厚生センターから指摘を受けて、今の補正額になったという説明があったかと思うんですけども、厚生センターからどのような指摘があったんだろうかお聞かせください。

**落合子ども課長** 法人の当初の計画では、床を乾式へ、コンクリートから長尺の塩ビシートへ、そして配膳カウンターのほうを木製の建具からスチール製建具へと変更する内容で当初のほうは考えておりました。

最終的に、法人のほうが図面を、厨房なので中部厚生センターのほうに確認してもらいましたところ、厨房の入り口のほうに手洗いだけあったんですが、手洗いを含み、前室、身支度を整えるところを設けたほうがいいねということですとか、厨房は、昔、民営化前の定員は45だったんですが、今現在は90になっています。厨房が手狭ということで空間的にもうちょっと工夫したほうが、動線がよくなるねというようなアドバイスを受け、法人として検討された結果、そのアドバイスを受けて、

組み込んで建てたほうがいいねというふうに結論されて、追加改修することとなったところでございます。

青山委員長 大丈夫ですか。

大浦副委員長 分かりました。

青山委員長 そのほかございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、予算以外の議案について説明に入ります。

議案第45号 滑川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてから、順次説明を求めます。

相沢企画政策課主幹 それでは、議案集の45-1ページをお願いいたします。

議案第45号 滑川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定についてであります。説明のほうは資料集でさせていただきます。議案資料集の1ページをお願いいたします。

本件につきましては、新規の制定でございます。制定理由といたしましては、現在、国が地方公共団体に求めております行政のデジタル化。その中で、行政手続のオンライン化の下での対応を目的とするものでございます。

本市の条例や規則などに根拠を持ちます、初年度に行うこととされているそういった規定に関わらず、申請や届出等の手続につきまして、オンライン技術による手続を可能とするために必要となる事項を定めるものでございます。

制定の内容につきましては、大きく分けまして6つございます。1つは第1条、 第2条関係で、目的や用語の定義についてでございます。

(2)、第3条、第4条関係といたしまして、オンラインによる申請等を規定する ものでございます。内容といたしましては、書面による手続をオンライン、パソコ ンやスマートフォンからによる手続に変えること。直筆の署名を電子署名に変える こと。納付書による納付を電子決済に変えること。こういったようなことを可能と する規定でございます。

3つ目、第5条、第6条関係につきましては、電磁的記録、いわゆる電子データによる縦覧や台帳の作成について、そういったようなことをオンラインによっても可能とすることでございます。

4番目といたしまして、第7条、第8条関係でございますが、本条例の適用を除

外する手続、例えば申請内容を書面により確認する必要があるなど、そういった手 続や、また添付書面等を省略することができる手続といったようなものを規定する ものであると。

5番目、第9条関係といたしまして、こういったオンラインによる実施可能な手 続につきまして、少なくとも年1回公表することを規定するもの。

6番目としまして、第10条関係で、その他詳細な事項については、施行規則で定める旨を規定するものでございます。

なお、施行期日につきましては、本年10月1日を予定としております。

条例案文につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

**丸山税務課長** それでは、議案集の46-1ページをご覧ください。議案第46号 滑川 市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。資料集で説明したいと 思いますので、資料集の2ページをお願いいたします。

改正の理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布されたことから、当該条例において引用する部分について、所要の改正を行うものであります。

主な内容ですが、(1) 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しについてであります。扶養控除における国外居住親族の取扱いの見直しを踏まえ、個人住民税等均等割及び所得割の非課税限度額の算定の基礎となる扶養親族から、年齢30歳以上70歳未満の非居住者であって、次のいずれにも該当しない者を除外するものであります。ア、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者。イ、障害者。ウ、その納税義務者から前年において、生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者で、第24条第2項、第36条の3の3、附則第5条において、規定の整理を行っております。

これについては、令和2年度税制改正において、令和6年度分以降の個人住民税について、30歳以上70歳未満の国外居住親族は原則扶養控除の対象外となったことから、個人住民税均等割及び所得割の非課税限度額についても同様の取扱いとするものであります。

続きまして、(2)特定一般用医薬品等購入費に係る医療費控除の特例期限の延長 についてであります。特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特 例について、適用期限を5年延長し、令和9年度分の個人住民税までとするもので、 附則第6条において規定の整理を行っております。これは、少子高齢化社会の中で 限りある医療資源を有効活用し、国民の健康づくりを促進することが重要であり、 国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーションに取り組む環境を整備するこ とが医療費の適正化にも資するという観点から、期限の延長等の見直しを行ったも のであります。

(3)新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する課税標準の特例の措置の延長等であります。中小企業者等が認定先端設備等導入計画に従い取得した一定の家屋及び構築物に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、適用期限を2年延長し、対象資産に一定の機械装置等を加えるとともに、中小企業等経営強化法に規定する先端設備等に該当する資産とするもので、附則第10条の2の規定の整理を行っております。これは昨年条例改正で新設しました附則第10条の2第22項に関連する法律の改正に伴うものであります。

施行期日としましては、令和4年1月1日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日とします。(1)非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しに係る改正規定は、令和6年1月1日。(2)新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する課税標準の特例措置の延長等に係る改正規定は、公布の日でございます。新旧対照表については説明を省略させていただきます。

落合子ども課長 議案集の47-1ページ、議案第47号 滑川市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。資料集の9ページをお願いします。

まず、改正理由でございますが、本市のひとり親家庭等医療費助成につきましては、県の補助を財源として実施しているところでございます。関係する政令が、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令でございますが、令和3年3月1日に施行され、その後県の補助金の交付要綱が改正されたことから、当該条例において影響する部分について、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。ひとり親家庭等医療費助成の対象者につきましては、 児童扶養手当法施行令を引用しておりまして、その施行令では、児童扶養手当の受 給資格者が障害基礎年金等の給付を受けることができる場合において、受給資格、 所得になりますが、それを見る際に、その所得に公的年金給付等を加える規定がな されたところでございます。県では、補助金の交付要綱において、今回の改正規定 の適用を令和4年9月30日までしないとしていることから、それに合わせて改正す るものでございます。

施行期日につきましては、公布の日。ただし、令和3年3月1日から適用するものでございます。

新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。 以上です。

**青山委員長** それでは、これより議案第45号から議案第47号について質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手の上、発言を願います。

竹原委員 議案第45号で、1つ聞かせてください。

以前も委員会のほうでこの説明を受けたんですけど、そのときに聞けばよかったんですが、従前の申請方法、プラス、オンライン等々によるものをプラスアルファするんですよという説明だったと思うんですけど、じゃ今後行政側として、今までどおりの使い方はそれでいいんですけど、次から使いやすい環境を整えるということで、例えばLINEを使うだとか新しく専用のアプリを市として作成するだとか、そういった踏み込んだ事業というか、施策まで近々に取り組むことなのか。あるいは、世の中の情勢を見ながら、例えばほかの自治体でこういうようなアプリを使って、より申請等がやりやすい方法で住民サービスの向上につながったよというものを、ほかの自治体のを見てから取り組まれるのか。あるいは、自分のところでもう先頭を切って取り組んでいかれるのか、その取組方についてちょっと伺わせてくれないですか。

**相沢企画政策課主幹** 現在も国の法令に基づいた手続につきまして、幾つか電子申請を受けることができる状態となっております。その方法としましては、国のほうが設けておりますマイナンバーカードを使いましたマイナポータル、そちらからの手続が可能となっております。主なものとしましては、児童手当の現況届、そういったようなものが、そちらのほうから手続をされているものがございます。

そのほかの手続につきましては、現在、県内の自治体が共同で運用しております 県の電子申請サービス、そういったようなものがこういった電子申請を受け付ける ことができるサイトとしてございます。

本市のほうも、市のホームページ、そちらのほうから、そちらのサービスのサイトのほうにリンクできるようになってございます。

当面はそちらのほうを用いまして、そちらの電子申請サービスのサイトから受付 ができる、そういった手続を増やしていくと、可能としております。

議員ご指摘のように、例えばLINEとかいろんなそういうものとの連携といいますか、そういったようなものにつきましては、今後の課題と考えてございます。 その電子申請サービスを、単純に考えればLINEにつなぐとか、そういったようなこともあるんですが、本市は現在、そういったLINEを用いた情報発信のほうはまだしてございませんので、それと合わせた対応ということも考えていかなければいけないと思っております。

ほかの市町村さんも、いろいろな形でそういった電子申請サービスへリンクするような方法を模索しておられますので、そういったようなものを参考にしながら本市でも取り組んでいかなければいけないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

竹原委員 今からは、ほとんど使われる方って、使い方に慣れた方ばっかりですので、 やはり早急にデータシステムの構築も図ってやられるのがいいかなというふうに思 っています。

それと、やっぱり使いやすさ、これをもっと追求していただきたいなと。行政手続というのは、ものによっては煩わしくて、それこそ窓口に行って、市の職員さんに、「いや、か、どういうがにして書きゃいいがけ」ということで、書きづらいということも幾つかあると思うので、やはりオンライン申請となると、本当に簡素化に十分取り組んでいただきたいなという率直な思いであります。

また、すぐできることではないので、行政サービスの効率化の一つとしてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。これは意見にさせてください。

青山委員長 相沢企画政策課主幹、何かありますか。大丈夫ですか。お願いします。

**相沢企画政策課主幹** 今議員がご指摘のとおり、スマホとかそういったところからだと、入力の項目がやはり多いと、その時点でもう煩わしいとか、そういったふうに感じられる方もおられるかと思います。

今回、手続を進めるに当たりまして、入力方法とかそういったような部分につい

ても、併せて研究をしていきたいと思います。

青山委員長 ほかに質疑ありますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第42号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の4議案を一括して採決を行います。

議案第42号 令和3年度滑川市一般会計補正予算(第3号)

議案第45号 滑川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定について

議案第46号 滑川市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 滑川市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条 例の制定について

以上の案件について賛成委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者举手]

青山委員長 賛成全員。よって、議案第42号、議案第45号、議案第46号、議案第47号の 4議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時37分議決

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたらお願いいたします。

**丸山税務課長** 裁判の件なんですけども、今月の27日に裁判がまたあります。その日 に判決の日が言い渡される予定になっております。判決の日は大体1か月から2か 月後というふうに聞いております。

以上です。

青山委員長 すみません、課長。固定資産税の賦課とかって言っていただかないと、 多分、委員さん……。

丸山税務課長 すみません、失礼しました。

青山委員長ええ。内容をちょっと触れていただきながらお願いします。

**丸山税務課長** 固定資産税の賦課請求権に関する裁判の公判の日が、3回、9月27日 にありまして、その日に判決の日が言い渡される予定です。

以上であります。

**青山委員長** 報告がありました件について質疑がありましたら、挙手の上、発言を願います。

(質疑する者なし)

青山委員長 当局のほうから、ほかに何か。

(特になし)

青山委員長 ないですか。

委員のほうから、その他事項、何かございますか。

古沢委員 1点、お願いします。

本会議でも、私を含めて、8月1日に行われた県の防災訓練についての質問がありました。あの場では細かいことはお尋ねしなかったんですが、1点気になっていることがあるので、ひとつ確認をしたいと思います。

この間の訓練でも、メイン会場になったスポーツ・健康の森公園ですね。あそこの400メートルトラックの西側にあずまやがあります。あそこのあずまやのところを見ると、防災あずまやということになっていて、立派な説明看板もあるのですが、この間の防災訓練でも全く使われていなかったんですね。さらに数年前にも、やっぱり県の防災訓練が行われたときにも、全く使われていませんでした。

今、あの防災あずまやなる物は、どういう位置づけになっているのか。どういう ときに使われるのか確認をしたいと思います。

**櫻井総務課主幹** あのあずまやをどういったときに使うのかということなんですけど も、本会議のときにも市長からもいろいろ答弁があった中で、あの公園は防災の補 助を受けてつくった公園だということもありまして、その防災の補助を受けて整備 する中で、あのあずまやだけではなくて、かまどベンチのベンチを整備したりしま した。 あのあずまやはテント生地が休憩する椅子の下にしまわれていまして、いざというときは、そのベンチの下にある物を、収納されている物を引っ張り出して、あずまやを囲って、中を見えなくするといった物になります。

それは、いざというときということを想定しているんですけど、訓練時に本当は使うことで、どういった物なのかを市民の皆さんにも示すことができるし、本来ならその防災訓練でも使うほうがよかったのかもしれないですけど、今回はちょっと使い切れませんでした。

こういったことも踏まえまして、今後、何か北加積のほうでも防災訓練が行われたりするようなときにでもまたPRしたり、あと、市でもそういった訓練をするときに使ったりしていきたいと思います。

古沢委員 ぜひそのようにお願いしたいんですけど、私が知る限りでは、これまでもいろいろな機会に使われた記憶、ないんですよね。だから、皆さんの認識の中にも、もしかしたら、あそこの防災あずまやって欠落しているんじゃないかというふうなことを大変気になったので、あえてお尋ねしたので、ぜひ記憶にとどめておいていただいて、ぜひ活用する段取りを考えてほしいと思うんですよ。

この間みたいな県の防災訓練というのは、大規模災害を想定しているわけでしょう。

## 櫻井総務課主幹 はい。

古沢委員 自ら持っている様々な手段を総動員するという前提になると思うんですよね。それが全く顧みられていないというのは、これは大変残念な話でありますので、よろしくお願いします。

櫻井総務課主幹 また、計画を練ってみたいと思います。

青山委員長 よろしくお願いします。

原委員 古沢委員のほうから防災訓練のときの話が出ましたので、ちょっと私も気になって、確認が1点あります。

マンホールトイレを設置されておりました。多分使っておられるんじゃないかと思うんですけど、間隔が狭いもので、1基利用ができないということを、私もちょっとその場で見ておったときに、「これ、何でこういう間隔なんけ」と言ったら、「さ、できたときからこうだった」と言われたものでしようがないんでしょうけど、それの確認、掌握しておられるのかと、もしできるんであれば、一回見直すというか、改

修されたほうが、いざというときに使えないという状態ではまずいんじゃないかと 思いますので、確認をしておいてください。

櫻井総務課主幹 すみません、マンホールトイレ、5基あるんですけど、本来ならば全部テントを設置して展示する予定でございました。事前準備のときには、設置してできるねということ、テントもちゃんと6個を備えてありまして、原委員さんがおっしゃられたとおり、間隔はちょっと狭めなものですから、6個あるうちの真ん中の4つはSサイズといいますか、小さい物で、端っこの2つはちょっとキングサイズというか、ちょっと広めのサイズで6個並べることはできるんです。

できるんですけど、そういうふうにしてねってお願いしていたんですけど、そのマンホールトイレの設営に当たっていた職員の判断といいますか、の中で、あの展示にしたと聞いておりますので、ご了承ください。

原委員 分かりました。

青山委員長 大丈夫ですか。

ほかにありませんか。

(特になし)

**青山委員長** ないようですので、これにて令和3年9月定例会総務文教消防委員会を 閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時45分閉会